

NPO・LSA 入・退会等の規則

NPO・LSA 定款第7条から11条にて会員の入・退会を規定しているが、それを補足する規則を以下に定める。

1. 入会

1) 入会希望があった場合、理事長名にて事務局より別紙の案内を送付する。

2) 別紙の内容（入会の案内状以外の書類）

《個人会員用》

①入会申込書

②加入者及び加入団体名簿

③NPO・LSA の概要

④NPO・LSA の定款

⑤個人会員要領

⑥研究グループ分科会構成

⑦入会請求書（上記の①②を受領後に、理事長印の付いたものを送付）

⑧年会費請求書（ 同上 ）

《団体会員用》

①入会申込書

②加入者及び加入団体名簿

③NPO・LSA の概要

④NPO・LSA の定款

⑤研究グループ分科会構成

⑥入会請求書（上記の①②を受領後に、理事長印の付いたものを送付）

⑦年会費請求書（ 同上 ）

3) 上記の①入会申込書、②加入者及び加入団体名簿の事務局受領を持って入会とする。

2. 退会

1) 会員より退会の申し出があった場合、理事長あてに退会届（様式は任意）を提出してもらう。

2) 上記の退会届の事務局受領を持って退会とする。

3. 休会

1) 会員より休会の申し出があった場合、理事長あてに休会届（様式は任意）を提出してもらう。

2) 上記の休会届を理事会にて審議し、適正と認めた場合に休会とする。

3) 復会する場合には、入会金を免除する。

4) 退会届を提出後、再度、入会希望の場合には、理事会で審議後に入会を認める。その場合の取り扱いは、上記の休会者の復会に準じる。

5. この規則の改廃は運営委員会が起案し、理事会の議決による。

平成 17 年 5 月 9 日制定

平成 17 年 6 月 16 日改定

平成 21 年 10 月 日改定

2019 年 9 月 3 日改定

2021 年 9 月 16 日改定